

《平成 30 年 12 月定例会（平成 30 年 12 月 5 日）》

〈要旨〉

- ・ 児童相談所の設置に向けて、長期の職員派遣研修の必要性について
- ・ 行政における拉致問題の取組について
- ・ 歩道の段差解消における進捗状況について
- ・ 下水道料金改定・値上げについて
- ・ 性同一性障害の方に対する高度な個別の対応について

〈会議録〉

#### ◆林政行

新風政和会の林政行です。

最初に、児童相談所の職員派遣研修について、市長に伺います。

先月、市長は、金沢市児童相談所を視察されたと聞き及んでいます。児童相談所の運営に当たっては、職員自体もさまざまなスキルや経験が必要になってきます。他の自治体では、職員を先進的な自治体へ1年単位で派遣し、養成を兼ねた研修を行っているところもあります。このように職員を長期にわたり派遣研修を行うことで、そこから多くのことを吸収し、またノウハウやスキルを持ち帰ることで成果となり、よりよい施設運営につながると考えます。奈良市においても児童相談所が供用開始となれば、短期的な研修の回数や頻度は高められると思いますが、肝心なのは職員が身をもって経験することやノウハウを得ることであり、本市の児童相談所へのフィードバックの効果は大きなものになると考えます。

そこで、予算的なことも勘案する必要がありますが、次年度は再び奈良県の児童相談所に派遣するのではなく、先進的な取り組みをされている例えば福岡市や金沢市などに、人材育成の観点からも派遣研修を導入すべきと考えますが、それについての市長のお考えと、あわせて金沢市児童相談所に視察されての感想がありましたらお聞かせください。

◎市長（仲川元庸）

ただいまの林議員の御質問にお答え申し上げます。

児童相談所の開設に向けての職員の研修ということでございますけれども、児童相談所における業務には、専門的な知識や対応技術など高い専門性が求められると考えております。そのための人材育成は大変重要であり、児童相談所の現場においてさまざまな業務を経験することが、業務習得に大変有効であると考えております。

奈良県の児童相談所におけます派遣研修では、本市児童相談所開設後に必要となる児童

養護施設などの関係機関との協力関係構築のためにも、引き続き実施をしていく必要があると考えております。さらなる必要な業務の経験や知識を習得する手段として、奈良県以外の児童相談所などへの派遣研修についても検討、調整をしていきたいと考えているところでございます。

また、先日、私も先進市の視察をさせていただきました。その中で特に金沢市につきましては、非常に明るく開放的な一時保護所であるという印象を受けました。一時保護所につきましては、子供の安全や安心を重視する余りに閉鎖的な環境になってしまいがちな部分があると、これまで私も認識をしていたところでございます。しかし、金沢市の一時保護所では、施設であることを感じさせない開放感があり、また子供たちがリラックスして過ごせる工夫が随所にあり、子供の権利擁護というものを大切にされているなというふうに感じました。また、職員さんにつきましても、やはり子供を信じるというスタンスをしっかりと持っておられるように感じましたし、非常に熱意あふれるお取り組みの状況を肌で感じる事ができた次第でございます。

今回の金沢市の児相の視察から、本市においても、子供たちの健やかな成長と子供の安心・安全を確実に確保するために、奈良市としての児童相談所設置を推進していくことを改めて決意した次第でございます。

#### ◆林政行

まず、奈良県以外の児童相談所への派遣研修について、検討、調整していくとの御答弁ありがとうございます。

私は、三重県の中勢児童相談所に視察に行きましたが、現地に行くことで感じたことはたくさんありました。しかし、短時間の視察では限界があり、上辺が見えてもノウハウやスキルの奥深さや本当の意味まで知ることはできません。それにはやはり切磋琢磨しながら長時間ともにし、人と人が一定程度本音で言える関係にならなければならないと思っています。そこで得た経験やスキル、ノウハウは、児童相談所、また一時保護所で過ごす子供たちに対する好ましい対応に必ずつながります。未来ある子供たちのため、先進的な取り組みをされている金沢市や福岡市への長期の職員派遣の実現を要望します。

また、金沢市児童相談所の視察の感想をいただき、ありがとうございます。今年の厚生消防委員会では、子供たちに寄り添っておられる児童相談所の所長さんのお言葉を紹介させていただきました。改めて紹介させていただきます。一時保護期間は子供に寄り添うことが一番大切です。いろんな不安を抱えながら子供たちはここへやってきます。そういった子供たちに温かくておいしい御飯と、規律でがんじがらめにはならない生活を提供するのが私たちの仕事です。そして、子供と向き合って話していくという姿勢が大切ではないでしょうか。市長の感想をお聞きし、この所長さんのお言葉を思い出しました。奈良市においても、子供たちに寄り添った一時保護所、児童相談所になるよう強く要望します。

次に、拉致問題については、政府が最初に認定してから41年が経過し、平成14年に5人の拉致被害者が帰国してから既に16年が経過しております。この月日が経過したことから、今の小・中・高校生はその事実を知らない、また知る機会が少ないと指摘されています。拉致問題は決して他人事ではありません。奈良県内においても、弓場比登美さん、昭和56年2月8日、橿原市の中学校2年生のときに北朝鮮による拉致の可能性を排除できない形で行方不明になっておられます。その他2名の方が拉致されている可能性があります。これらの拉致問題は、全拉致被害者が日本に帰国するまで風化させてはなりません。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第3条、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」として、地方公共団体の責務がうたわれています。この法律に基づき、一日も早く拉致被害者の方々が帰国されるよう願ってやみません。

平成25年10月には、拉致被害者の横田めぐみさんの御両親、横田 滋・早紀江御夫妻が本市へ来られ、市長へ拉致問題の解決に向けて協力を直接お願いされました。あれから5年が経過し、いま一度地方自治体の長として、拉致問題解決へのさらなる取り組みを行っていただきたいと思っております。

つきましては、来年2月には、北朝鮮人権侵害問題啓発週間も実施されます。本市が率先してどのような取り組みを行うのか、市民活動部長、お考えをお聞かせください。

#### ◎市民活動部長（園部龍弥）

林議員の御質問に一問一答ですので、自席よりお答え申し上げます。

拉致問題は重大な人権侵害であり、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律でも、地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとされていることは認識しております。

本市におきましても、市民の拉致問題への関心を高めるため、毎年12月10日から12月16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせて、庁舎正面玄関において北朝鮮拉致問題を考えるパネル展・写真展を実施する等、啓発に努めてまいりました。

本年も啓発週間の取り組みを継続させるとともに、来年2月には、拉致被害者の1人である横田めぐみさんの御家族を支援されておりますあさがおの会の協力を得て、拉致されてから41年が過ぎる横田めぐみさんとその御家族の写真の展示を庁舎正面玄関及び生涯学習センターで行う予定をしております。

今後とも、拉致問題を風化させることなく、解決に向け、広く啓発してまいる所存でございます。

以上でございます。

## ◆林政行

本年度もしっかり取り組んでいただくことは理解しました。

先日、増元み子さんの実弟である増元照明さんとお話をさせていただく機会があり、その中で、仙台市では職員有志に呼びかけ、北朝鮮による拉致被害者の救出を訴える署名の活動を行っている。この取り組みを奈良市でも取り組んでいただきたいとお言葉がありました。

また、先月の観光文教委員会でも申しましたが、秋田県教育委員会では、全ての小・中・高校への拉致問題を啓発するポスターの掲示を実施しており、奈良市でも同様に取り組んでいただきたいとお言葉がありました。私ができることは取り組んでいきます。しかし、市長、教育長にしかできない役割があるのも事実です。踏み込んだ対応を市長、教育長には要望します。

次に、歩道の段差2センチメートルの進捗状況について伺います。

このことについては、昨年12月定例会で、改修にかかった歩道については段差をなくすような施工をしてほしいと質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況について、市民生活部長、お聞かせください。

## ◎市民生活部長（川尻茂）

御質問にお答えいたします。

バリアフリーに向けての進捗状況についてでございますが、本市のバリアフリー基本構想に基づき、平成27年7月に奈良市バリアフリー特定事業計画を策定し、障害者団体の方や鉄道、交通の各事業者及び関係団体、有識者並びに行政機関などから構成されるバリアフリー推進協議会におきまして、基本構想内で定められた重点整備地区の特定事業の進捗状況の確認を行うとともに、バリアフリー社会の実現に向けた意見交換や調整を行い、今後に向けての課題や対応を検討しております。

本年8月に開催いたしましたバリアフリー推進協議会におきましては、歩道の切り下げの部分の段差について意見交換をさせていただき、視覚障害者の方からは、車道と歩道の境目は段差によって識別しているが、他の手法によって認識することができれば必ずしも段差でなくてもよい。また車椅子使用の方からは、段差の角を丸くすれば段差による転倒の危険性が少なくなるのではないのかというような御意見や、歩道の切り下げ部分が連続する歩道は負担が大きく、平坦な部分を一定程度確保してほしいなど、それぞれの経験や体験から御意見をいただきました。さらに、学識経験者からは、自治体独自で施工方法を検討することも可能であるとのアドバイスもいただいております。

本協議会におきまして、バリアフリーに向けたさまざまな情報を庁内関係部署や交通、鉄道などの各事業者の皆様が共有しておりますので、今後のバリアフリー化に向けた取り組み

みにつなげてまいります。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

バリアフリー推進協議会での視覚障害者の方の発言、車椅子利用者からの発言、学識経験者からの発言、この三者の発言はこれまでの私の議会での発言の後押しになる発言であり、歩道の段差の解消に向け、大きな進展であります。今後は、奈良市独自の施工などに関する基準に向けた具体的な発言をさせていただきますので、市長及び担当課の御協力をよろしくお願いします。

次に、下水道事業における資本費に対する繰り出し基準について伺います。

平成26年度の地方公営企業繰出金について（通知）においては、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰り出しを行ったときは、その一部について地方交付税などにおいて考慮するものとされており、下水道事業に対する一般会計からの繰出金として雨水処理に要する経費を初め繰り出し基準が示されております。

そこで、下水道事業会計への繰出金として、雨水と汚水に関する経費の支払いはどうなっているのか、財務部長、お聞かせください。

#### ◎財務部長（辻井淳）

林議員の御質問にお答えいたします。

下水道事業会計に繰り出す経費についてでございますが、議員お述べのとおり、一般会計からの繰出金は地方交付税の算定上考慮されており、本市におきましては国の示されている繰り出し基準に基づき、雨水処理に要する経費、それ以外を汚水処理に要する経費として、企業局からの請求により一般会計から繰り出しを行っております。

平成29年度の下水道事業会計への繰り出し額は18億8350万円となっており、その内訳は雨水分として4億4562万円、汚水分として14億3788万円となっております。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

次に、下水道事業において、雨水公費、汚水私費の原則とともに、高資本費対策など汚水処理費の一部を公費負担の対象としていますが、繰入金の削減や全廃となるとこの原則は崩れ、それが下水道料金に反映され、市民が公費の部分を負担する形が考えられますが、そ

れについての奈良市の考えを企業局長、お聞かせください。

◎企業局長（池田修）

議員がおっしゃるとおり、下水道事業においては、雨水は公費、汚水は私費という大原則があるんですけども、汚水処理の一部については公費負担というようなルールもあります。これは汚水処理が生活環境改善や公衆衛生改善などの公共的役割を果たしているからであります。

企業局といたしましては、繰り入れを継続してやってもらいたいと思っておりますけれども、一般会計の現下の財政が非常に厳しいというようなことで、これに関しては一般会計側とよく話し合いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◆林政行

財務部長の答弁から、平成 29 年度の基準内・基準外繰入額の総額は約 18 億 5000 万円、そのうち基準外繰入額は汚水分の約 14 億円のうちの約 2 億円で、基準内繰入額は汚水分の残りの 12 億円と雨水分の約 4 億 5000 万円になります。企業局は下水道料金改定に伴い、基準外繰り入れをゼロにするとの方針を示されていますが、汚水分の約 2 億円がゼロになると考えられ、この部分は下水道料金に加算され、市民が負うことになります。

企業局長の答弁から、国は公費負担として一般会計からの繰り出しが適当とされる基準を定めており、この基準に該当するのが基準内繰入額であることが分かります。今後、基準外繰り入れがゼロになるだけでなく、その基準内繰り入れの削減、全廃も耳にしています。基準内繰り入れの削減、全廃の答弁はいただいていませんが、削減、全廃された分については、企業努力か下水道料金で賄うしかなく、その場合さらに大幅な料金値上げが考えられます。基準内繰り入れまでに手をつけることは、国の公費負担の原則を逸脱するだけではなく、財務部長の答弁から、一部について地方交付税などにおいて考慮できると考えると、もらうべき地方交付税などを放棄し、それまでも市民に負わせる形になり、また下水道料金改定に伴う有識者会議、審議会の議論の根底を覆すことにもなります。これでは到底、市民に下水道料金の値上げを理解してもらえません。企業局には、基準外繰り入れゼロの見直し、そして基準内繰り入れの削減、全廃がないよう強く要望します。

次に、国民健康保険被保険者証の性別と氏名表記について伺います。

性同一性障害を有する方で国民健康保険被保険者証の表面に戸籍上の性別の記載を希望されない方は、平成 24 年 9 月 21 日付で厚生労働省、被保険者証の性別表記についてにおいて、保険証の表面の性別表記欄には裏面参照と記載し、裏面備考欄に戸籍上の性別は男（または女）と記載してもよいと判断が示されています。

また、従前規定がなかった氏名表記についても、事情により戸籍を変更せず住民基本台帳に基づいて男性名が記載されていた方が、通称の女性名の記載を求めて京都府酒販国民健康保険組合に相談されたことを機に、平成 29 年 8 月 31 日付厚生労働省、被保険者証の氏名表記についてにおいて、性同一性障害を有する方で国民健康保険被保険者証の戸籍上の氏名と異なる氏名（通称名）の記載を希望される方は、保険証の表面の氏名表記欄には通称名を記載し、裏面の備考欄に戸籍上の氏名は〇〇と記載してもよいと判断が示されました。

そこで、現在奈良市の対応はどうなっているのか、福祉部長、お聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

林議員の御質問にお答えいたします。

性同一性障害を有する方が国民健康保険被保険者証の申請時に、氏名、性別について配慮を求められた場合には、厚生労働省の通知に基づきまして、医師の診断書などの性同一性障害を有することが確認できる書類及びその方の通称名が社会生活上日常的に用いられていることが確認できる書類の御提示を求めた上で、申請を受理いたしまして、御本人の申請どおり氏名、性別の表記に配慮をいたしました被保険者証を交付することにしております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

介護保険制度における性同一性障害を有する方の被保険者証の性別と氏名表記について、国民健康保険被保険者証と同等のお考えでいいのか、奈良市の対応を福祉部長、お聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

お答えいたします。

介護保険被保険者証につきましても、国民健康保険被保険者証と同様の手続を経まして、御本人の申請どおりの氏名、性別の表記に配慮いたしました被保険者証を交付いたします。

◆林政行

ありがとうございます。

後期高齢者医療制度における性同一性障害を有する方の被保険者証の性別と氏名表記に

ついて、国民健康保険被保険者証と同等のお考えでいいのか、奈良市の対応を福祉部長、お聞かせください。

◎福祉部長（堀川育子）

お答えいたします。

後期高齢者医療制度の保険者である奈良県後期高齢者医療広域連合での取り扱いにおきましても、奈良市の国民健康保険被保険者証と同様の手続を経まして、御本人の申請どおり氏名、性別の表記に配慮いたしました被保険者証を交付することとなっております。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

国の通知どおりに奈良市が対応していることが確認できました。

事情により戸籍を変更していない場合、医療機関において受診時に戸籍上の氏名で呼ばれたり、他人の保険証は使えませんと言われたり、人間ドックで異性の更衣室に案内されたり、心理的苦痛を抱えて生きている人は少なからずおられます。当事者が求めておられるのは、こういった苦痛から解放される制度の存在と周知であって、必ずしもカミングアウトを前提とした社会的理解ではありません。奈良市では、この辺を十分理解していただきたいと思います。

次に、マイナンバー通知カードの再交付について伺います。

マイナンバー通知カードには、番号、住所、氏名、生年月日、性別などが記載され、内容に変更が生じた場合は裏の追記欄に新たな情報が記載されます。性同一性障害の方は裏書きではなく、再交付を希望されるのではないかと思います。それは性別適合手術などを受け、新たな生き方を選択した人にとって、マイナンバー通知カードの裏書き追記欄は明らかに不利益をもたらすからです。他の自治体では、総務省が示している再交付の申請要件の、市町村長が特に必要を認めるときという規定に当てはまると判断し、性同一性障害の方に限らず、戸籍上の性別や名前の変更を理由に再交付を願い出られた場合は再交付を認めていますが、奈良市の対応を市民生活部長、お聞かせください。

◎市民生活部長（川尻茂）

御質問にお答えします。

マイナンバー通知カードの再交付につきましては、議員御指摘のとおり、通知カードの再発行の理由として、総務省令により、カードの紛失、焼失、著しく損傷または国外からの再



転入の場合などのほか、市長が特に必要と認めた場合と示されております。

本市では、奈良市通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務取扱要領を作成し、マイナンバー通知カードなどの取り扱い事務が適正に行えるよう定めているところでございます。

議員お尋ねの戸籍上の性別や名前が変更された場合、本市では原則、通知カードの裏面に変更内容を追記しております。しかしながら、性同一性障害、結婚や離婚、帰化が理由で戸籍上の性別や名前が変更された場合、裏面への追記をすることにより、旧性別や旧姓の記載が残ることに抵抗を感じられる方に配慮し、有料とはなりますが、通知カードの再発行の手続をとらせていただいております。

なお、顔写真つきのマイナンバーカードの初回作成が無料であることや、カードの利便性を説明した上で、マイナンバーカードの作成についてもお勧めをしているところでございます。

以上でございます。

#### ◆林政行

ありがとうございます。

性同一性障害の方にとっては、名前や性別を変更したことが裏書きされることで、カードの提示がそのままカミングアウトにつながります。おやみに知られたくない過去の情報が刻まれ、なおかつ提示を求められるのです。これは行政によるアウティングと言っても過言ではありません。幾つもの苦悩と困難を乗り越え、自認する性で生きていくと決意されたその意思はとうとうのものであります。自治体によっては、性同一性障害の方がお願いしても再交付を認めてこなかった、また性同一性障害の方への再交付は認めるけれども、結婚や離婚、帰化は認めていない自治体がある中、市としては当然の対応かもしれませんが、全ての再交付を認めている市の対応をありがたく思います。

最後に、性同一性障害で性別適合手術を受けた女性で、日常を女性として生き、社会も女性として認識しているが、性同一性障害特例法の定めにより戸籍の変更の審判を受けられないため、戸籍は男性のままの方がおられ、そのことにより、身体機能も女性でありながら行政の実施する乳がん検診を受けることができない事例がありました。

先日、その当事者の方にお話を伺う機会がありお話を聞いていると、性同一性障害で性別適合手術を受けた女性には、ホルモン治療により乳腺が発達し、生まれながらの女性と何ら変わらない乳房があるということ、また女性ホルモンの投与は乳がんリスクをさらに高めるといふ報告が存在するにもかかわらず、マンモグラフィーの検査は、男性戸籍だと自由診療となるため非常に高額なものになるということでありました。そのため、その方自身も乳がん検診を長期にわたって受けることができない状況でありました。戸籍上男性であっても、乳がんのリスクは女性と変わることはありません。

このことから、他の自治体で性同一性障害で性別適合手術を受けた女性について、マンモグラフィーの検査の必要性を認め、乳がん検診を認めておりますが、奈良市の対応について、健康医療部長、お聞かせください。

◎健康医療部長（佐藤敏行）

林議員の乳がん検診受診に関する御質問にお答えをいたします。

乳がんは男性にも起こりまして、全国で一昨年、またその前の年、それぞれ100人前後の方が、男性が乳がんで亡くなっていることであり、御質問の方の御心配ももっともなことだと思っております。

制度的なことを申し上げます。

奈良市で行っております検診は国の指針に基づいております。乳がんの場合、40歳以上の女性を対象に行っているものです。そのため、性同一性障害の方であって性別適合手術を受けられた方であっても、戸籍の変更を伴わない場合には、市の乳がん検診の受診については原則できないものと思っておりますけれども、その方が先ほど質問にもございましたように女性ホルモンの投与などを行っている場合には、乳腺に対し複雑な影響が出ていると思われるます。まず、そういった方は主治医の方と十分相談をしていただきたいというふうに思うところです。その上で主治医の方が市の検診を受けるのが適切であると判断された場合には、申し出により個別の対応をしていくことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

ありがとうございます。

私が知る限り、京都市や東京都港区しか対応されていない中、奈良市として申し出による個別対応の判断を決断していただき、ありがとうございます。

ここまで性同一性障害に関する国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバー通知カードの再交付、乳がん検診について質問してきましたが、個別に市としては対応しているけれども、周知が当事者に行き届かない発信力の問題が残っています。他の自治体では、各団体ホームページにおいて保険証の性別表記、氏名表記についての表題で、申し出に必要なものなどの周知を行っておられます。各担当課においても、市ホームページなどで継続した周知や広報の対応を強く要望し、私の質問を終わらせていただきます。